

## 質問回答書 (チャレンジ事業)

(令和4年12月27日回答)

番号	該当項目	質疑内容	回答
1	募集要項1. 及び 申込書2.「提案する 協働事業の形態」	<p>協働事業として提案するに当たり、すぎなみ学びの楽園との役割分担をどのように考えればよいか。役割分担は、提案者からの提案内容次第だとして、本法人が対応できる範囲を教えてください。場所の確保など。</p> <p>子育て世代や現役世代の団体なのですが、平日・休日の制限はありますか。</p>	<p>応募団体が主体となった事業を提案いただき、本法人あるいは、本法人の会員が協力する形態での役割分担を提案してください。応募団体も本法人も、お互いにメリットのあるような本助成事業の成果を期待しています。活動場所についても、角川庭園やゆうゆう梅里堀ノ内館の活用もできますが、区の施設ですので、どんな活動や時間ででもできるものではありません。具体的になった段階で、募集要項6. 申請についての※に基づき、個別相談をいただければ、できること、できないことをご連絡します。</p> <p>拠点となる場所を、本助成事業で予算計上することも可能です。また、本法人の会員の年齢構成は、70代を中心に60代から80代のシニア層ですので、週末の休日しか対応できないということはありません。</p>
2	募集要項1. と3. 参考の定款第3条、 及び8. (3)「シニア 世代等、3世代交流」	<p>選考基準として、「シニア世代に向けて」ということは、かなり重要ですか。「世代間交流」ではどうですか。</p>	<p>募集要項では、募集要項1.「地域のシニア世代など」、2. 参考の定款第3条「広くシニア世代等、3世代交流」、8. 「シニア世代など」と、「など」としてありますように「世代間交流」も重要な事項になります。</p> <p>なお、本法人が東京都庁に認証登録をしている活動分野は、「高齢者」「子ども」「教育・学習」「文化・芸術」「スポーツ」「地域づくり」「環境保全」「情報化」「健康・医療」「職能開発・雇用拡充」「NPO支援」です。</p>

3	募集要項 3. 及び 8. (1)(2)「対象となる人あるいは地域」	募集要項 3. 「対象となる人あるいは地域」について、「杉並区民あるいは区内の地域を対象として」について、どう考えればよいか。また、参加者を募集するときに「杉並区民枠」を考えたほうがよいか。	「対象となる人あるいは地域」については、募集要項 8. 選考基準の(1)応募のグループが杉並区内に住んでいる、働いている、学んでいる方が中心となっている。(2)あるいは、活動の内容の対象が主に杉並区に住んでいる、働いている、学んでいる人々のためになっている。又は、杉並区内の地域のためになっている。この(1)か(2)のどちらかに該当すればよいという趣旨です。例えば、(1)に該当する場合は、(2)に該当する必要はありません。また、「杉並区民枠」を考えるかどうかは、事業内容の目的次第で考えてください。
4	募集要項 3. 参考の定款第 5 条「対象事業」関連	「定款第 5 条」の各種事業内容について、具体的にどんな事業があるのか、列挙してください。例えば、(1)各種講習会開催事業では、中央区の「異業種交流会」では 1 人数万円を取って継続して開催されているのですが、都内に限ってでもイメージできるようにしてください。	異業種交流会は、(1)に該当します。他団体の具体的な事業内容を列挙しますと、同種の提案がお勧めと誤解される場合もありますので、当団体の事業の事例で、列挙します。 (1)俳句・短歌講座、景観歩く講座、景観建築講座、スポーツ吹矢講座など (2)講座修了生の自主グループ(30 数グループ)の活動支援など (3)河北総合病院本館・分館・河北サテライトクリニック・河北透析クリニック・介護老人保健施設シーダウオークなどにおける園芸作業・ボランティア活動、天沼弁天池公園における公園育てのボランティア活動、小学校の地域学習授業との協力・連携など (4)名月を楽しむ夕べなど季節ごとのイベント、親子参加のイベント、荻窪観光英語ツアーなどの企画・運営など (5)「すぎなみ詩歌館句集(開園 10 周年記念)」の発行、「すぎなみ景観ある区マップ(9 編)」の編集・取材など (6)有償雇用スタッフへの研修など (7)俳句講演などの Zoom 配信、YouTube 配信など

			<p>なお、公益に資すると言っても、特にこれしかないという限定はありません。企業の目的が優先となりできなかったこと、あるいは公平性を優先してできなかったことなど、このチャレンジ事業にご提案ください。</p>
5	募集要項4. 及び 収支予算書の支出 「人件費」	<p>会員への人件費支出は可能なのか。</p>	<p>人件費支出については、募集要項4. 助成対象となる費用（費目）の(1)「対象となる費用（費目）」の人件費（本助成事業に必要なものに限る）としていますので、可能です。ただし、団体運営のための継続的な経費は助成対象外となります。支出予算書の「支出合計」の下の「☆注意事項」(2)にも明記しています。</p> <p>その上で、本助成事業の期間終了後も、その事業が自立して継続・発展していくために必要な経費なのかという観点で、審査対象となりますので、その必要性がわかるようにしてください。</p>
6	募集要項4. 及び 収支予算書の支出 「③印刷製本費」 「⑦その他の経費」	<p>会員への人件費支出も含めて、出版する場合の執筆費用や写真の著作権費用はどこに計上するのか。</p>	<p>出版に関する費用は、収支予算書の「③印刷製本費（デザイン・原稿作成料を含む）」に計上し、それ以外の人件費は、「⑦その他の経費」に計上してください。</p> <p>なお、前記5. と同様の観点で、必要な人件費なのかは審査対象となりますので、申込書2. 提案内容の(2)事業内容又は(4)事業計画において、その必要性がわかるようにしてください。</p>
7	募集要項 その他	<p>助成決定金額に対して、全額なのか、あるいは2/3などの助成率があるのですか。</p>	<p>助成率はありません。チャレンジ事業の助成金額が決定した場合は、その助成金額は10/10です。</p>
8	申込書1. 「設立年月日」	<p>「設立年月日」は、団体の設立日と法人化した日の両方がある場合は、どちらの年月日を記入したらよいか。</p>	<p>団体設立の年月日を記入してください。法人化した年月日がある場合は、並べ書きをしてください。</p> <p>また、団体の設立準備中の場合は、発足予定の年月日を記入してください。</p>

9	収支予算書の全般	これから立ち上げる団体の場合は、現在、自己資金がゼロであり、そのような場合はどのように考えて記入すればよいのですか。	例えば、有料の講習会をされる場合には、収入では、「参加費資料代等」を自己資金等として計上し、支出でも、「自己資金対象経費」に係る経費を計上してください。 なお、団体を運営するために会員から会費を取る収入と団体運営のための支出などについては、「チャレンジ事業の収支予算書」とは別のものとして、除外してください。 「チャレンジ事業の収支予算書」には、チャレンジ事業に直接関わる収入と支出に限定して、計上してください。
10	収支予算書の支出 「①備品購入費・・・」 「④使用料・賃借料」	古い建物を利用する場合などにおいて、お年を召した方に対してイスを購入するか、リースする経費が対象となるのか。	支出の項目としては、購入する場合は「①備品購入費・消耗品費」になり、リースの場合は「④使用料・賃借料」に該当します。 申込書2. 提案内容の(2)事業内容又は(4)事業計画において、その必要性がわかるようにしてください。
11	収支予算書の支出 「⑤謝礼金等」 「⑦その他の経費」	謝礼金などの人件費において、単価で想定している「単価」はありますか。	今回は、「単価」を明示していません。杉並区 NPO 活動資金助成事業では、「講師・指導者への謝礼（1時間あたりの単価）」を決めていることは承知しています。 本助成事業の期間終了後でも、事業を継続していくに当たって、貴団体として本来必要な単価を想定して、計上してください。